

## 『新可笑記』巻一の二「一つの巻物両家にあり」論

On 'Hitotsu no Makimono Ryoke ni Ari' in "Shin Kashoki" Vol.2 No.1

平 林 香 織 Kaori Hirabayashi

### 一 はじめに

笑いというのは実に難しいテーマである。井原西鶴浮世草子第十一作、元禄元年（一六八八）十一月刊行の『新可笑記』（大本五巻五冊全二十六話）の序文は、その扱いにくい笑いとは何かというところに切り込んで起筆される。西鶴は『新可笑記』は「笑ふべき」書であると宣言する。

笑ふにふたつあり。人は虚実の入れ物。明け暮れ世間の慰み草を集めて眺めし中に、昔淀の川水を硯に移して、人の見るために道理を書き続け、これを『可笑記』として残されし。誰か笑ふべき物にはあらず。この題号を借りて、新たに笑はるる合点、我から腹を抱へて、知恵袋の小さき事、生れ付きて是非なし。

先に、巻一の「理非の命勝負」について論じた際に、作品における様々な矛盾点が、次々とできごとを相対化していく表現機構について確認し、そこに西鶴が本書において表現しようとした「笑はるる合点」があると指摘した。次々と事象が無化されていき、笑うしかない現実が示されており、その笑いは、肯定の笑いでも否定の笑いでもなく、ただ現実をあるがままに受け入れる「透明な笑い」であると、本話における笑いを定位した。

巻一の一について考えれば、人相見と金を盗んだ侍との命をかけた「理非」の勝負については、金井寅之助により「話柄といひ、まとまりといひ、文章に若干の疵はありながらも本書の中で最も感銘を与へるもので、巻頭に置かれたのは当然である」と高く評価されて以来、浮橋康彦によって、「話の核心は、(中略)神道の行者(檢察側)と容疑者の、命がけの対決にあ」り、「人間ドラマの主人公として、その魂のありようまでが描き出されているのは容疑者(犯人)である。主題は、犯人さがしというよりも、容疑者の抵抗と告白の動機にある」<sup>③</sup>すぐれた作品であるといわれたり、近年では、広嶋進により金を盗んだ武士と神通力を持った行

者との対決の結果「理が勝利する話」として注目すべきであると指摘され、また杉本好伸により、「殿も老中も役人も皆、この事件を機に自らの〈愚〉をさらけだして」おり、自白した犯人の行為の真意を理解できぬまま、「人の命を思ふもの」と賞賛する藩主の〈愚〉を描き出した巻頭に相応しいものと評価されたりしている。

ところで、井口洋は巻一の一の矛盾点として以下の点を指摘している。<sup>④</sup>

①「人相を見て大事をしる」ということは、犯人と名指された時点ですでに、本人が「だれよりもよく思い知っていたはずのことであった」という点

②「それがしこのまま命終はるにおひては」「宮内が命の程の惜しまれ」とあるが、拷問を受ける時点で白を切りおして「宮内が五体八割きにな」すという当人自身の望みと矛盾する点

③拷問の当初から宮内自身も命を惜しむ様子はなく、その覚悟のほどはわかりきっていたのに、「最後にいたって」ようやくそれを認めたと

それに加えて、先に述べた拙稿において次のような違和感があることを指摘した。<sup>⑤</sup>

④何のために百五十両の金を必要としたかという犯罪捜査にとってもっとも重要な要素である動機が明らかにされていない。

⑤五百両のうち三百五十両が未使用のまま返されたことと相俟って、犯人が断罪されるという勧善懲悪的な図式が当てはまらないという違和感がある。

⑥藩主が盗みを働いた犯人に対して、「もっとも大悪心なれども、大事に人の命を思ふこと、武士の心底」と感服しており、盗みという犯行を無化してしまい、犯人探しという当初の目的から結論がずらされている。

これらの矛盾点や違和感を次々と辿っていくと、一見、人相見がその神通力で事件を解決したかに見えるが、実は、人相見が行っていたのは、人間観察であり、不審な挙動から犯人を割り出したに過ぎないということに気づく。

このような矛盾点が相克的相対的に積み上げられていく話の構造は、序文冒頭におけるふたつの笑いを対比させる記述と連動するといえよう。序文では、『可笑記』における笑いと『新可笑記』における笑いとを並べて、前者はここでは「笑ふべき物」ではなく、後者によって「新たに笑はるる合点」を提示するのだという。しかし、それも、結局は「知恵袋」小さく生まれついているから「是非なし」と否定される。つまり、提示する新たな笑いと所詮自分の小さな知恵袋によるもので、そのことが笑われる合点であるという文脈になっている。「人は虚実の入れ物」とあるとおり、虚が実となり、実が虚に転じるのである。それは、次々と矛盾点が発見され、相対化される人物（事象）への笑いが可でもなく不可でもなく、黙してただ笑うしかないものとして描かれている巻一の一の展開と呼応する文脈といえる。

巻一の一では胡蝶と菊若という「同年にして、音声そろひ、さながらはらからの艶形か」と「よく似た二人」の美少年の舞を家中こぞって見学したときに納戸から五百両が盗まれるという事件を扱うが、杉本好伸が「二人話」と表現し、広嶋進が、「よく似た二人」あるいは「二人の対比」と指摘するところの二組の人物というモチーフが『新可笑記』のいくつかの章で繰り返されておられ、二項対立的な構図を作品に持ち込むことによって、相対的な表現機構が保たれているのではないか。

以上のような問題意識のもと、本稿では、前稿を受けて、巻一の二「一つの巻物両家にあり」を取り上げて分析する。

## 二 巻一の二「一つの巻物両家にあり」の表現機構

巻一の二「一つの巻物両家にあり」は、タイトルからもわかるとおり、やはり「よく似た二人」というモチーフによる話である。話の梗概は次の通りである。

大和信貴山の城主松永久秀に仕官を申し出た縁もゆかりもない二人の浪人が、いずれも楠木正成の末裔を自称し、ともに正成が所有していたという菊水模様の刀剣と正成自筆の千早城での連歌詠草とを持参する。四品を鑑定したところ、共に持参の二品のうち一方が贋物で一方が本物であることがわかる。殿は、持参品には関係なく両人を召抱えるという決定をくだすが、家老は、大横目に、真相を知ったなら二人とも自害するだろうから太刀と詠草の一方が贋物であったことは極秘にするようにと指示する。しかし家老の真意を大横目は理解できず、家中に広がった噂から二人は真相を知り、刺し違えて自害してしまふ。その後金剛山の麓に住む地侍が太刀と詠草の持ち主であると判明する。

冒頭、「古代、賢き人の言へるは、義を重んじて命を軽くするは義士の好める所なり」と書かれ、義のために命を捨てる話が展開することが予見される。

続いて大和国信貴山の城下について次のように記される。

国を治めて風枝に音なき、松永霜台、和州信貴の城主なりしが筋目正しく諸浪人を召し抱へられしに、望む所の侍、先祖の感状、その身の武芸言ひ立て、この家をかせぎぬ。（傍線部引用者。以下同じ。）

城主が「筋目正しく」という基準で浪人を召抱えていたので、浪人たちは、「先祖の感状」や「武芸」をアピールして仕官していたというのである。この文脈では、城主が任官の採用基準としていた「筋目の正しさ」が、「家柄。家系。血筋。また、素性」の正しさという意味と、「物事の道理やことわり」がはっきりしているという意味で使われていると理解できる。前者の意味の筋目の正しさを主張するために「先祖の感状」を持ち込んで仕官を

願う浪人がいたり、また、後者の意味で自分が任用されるべき理由として武芸に秀でていること示す浪人がいたりしたということになる。

ところで、西鶴の浮世草子における「筋目」という語は、「家柄」「道理」の両方の意味で用いられている。

(1)「家柄」という意味で用いられたもの

筋目たゞしき浪人の子共に、森坂采女・秋津左京、此式人同年にして、十六才、心も形も、是程かはらぬ生まれつきはなし。(『武道伝来記』卷二の一「心底を弾琵琶の海」)

筋目ほどはづかしきはなし。いやしき者の娘は、無用のりんきに我気をなやまし、人の身をいたため、又の世のくるしみもかまはず、悪心胸に絶ず、これらはなさをかけても、うるさき所あり。(『武家義理物語』卷二の三「松風ばかりや残るらん脇指」)

末子ながら、筋目格別ぞんじたてまつり候。跡をも継申べき事御座候。かやうの義、お武家にも先例の多き御事(『本朝桜陰比事』卷一の七「命は九分目の酒」)

(2) 物事の道理になつていっているという意味で用いられたもの  
 こなたはいつ勤当ゆるされてきたり給ぞ。兄じや人死なれたとても、すぢめなき事はなるまじ。我かくて有からは此跡識を誰かとらん。是非はしくば死人と中直りしてからの事(『懐視』卷二の一「後家に成ぞこなひ」)

撰州伊丹の城主、荒木村重につかへて、神崎式部といへる人、横目役を勤めて、年久しく此御家をおさめられしは、筋目たゞしきゆへなり。(『武家義理物語』卷一の五「死ば同じ浪枕とや」)

さてもすかぬ男、一たびはおもふまゝなりしが、元来すぢなき分限、むかしより浅ましくほろびて、後には、京橋に出てくだり舟にたより、請売の焼酎・諸白、あまひも辛ひも人は酔されぬ世や。(『日本永代蔵』卷三の三「世はぬき取の観

音の眼)

ここで、西鶴が「筋目(筋)」という語に意図的に両方の意味を重ねていた例として、『武家義理物語』卷六の一「筋目をつくり髭の男」の場合を見てみよう。

話のタイトルからも判るとおり、この話のポイントとなるのは「筋目」である。賈の系図を使って蜷川新右衛門の孫と偽って織田家に仕官した浪人新九郎が引き起こす騒動を描く話だが、新九郎が蜷川新右衛門の孫と偽っていることについて、「風与出来心にて、筋なき事を申出し、『それがしは蜷川新九郎とて、新右衛門が孫なる』とかたりぬ。兼て新九郎と名をよべば、自然の道理に叶ひ、おの／＼うたがひはれて」と記される。ここでは、ふとした出来心から筋のないところに無理に筋をつけた、つまり偽りの筋目(家系を捏造したという意味を含み込んで、「筋」は、道理という意味と家系という意味とを併せ持つ。「新九郎」という名前がいかに「新右衛門」の孫として似つかわしいことから、道理に叶っている人と人々が話を真に受けたとあり、「筋」と「道理」とが対になっていることがわかる。その後、「蜷川次郎丸とて、新右衛門筋目にまぎれなき人、わがみひとつを浮世と捨て、十八歳より出家して」と新右衛門の本当の孫が紹介され、系図という意味の「筋目」が用いられる。さらに、かつて次郎丸の衆道相手だった星合主緒が、次郎丸に向かって、新九郎の経歴詐称の噂を伝える行で、「宇治に住たる浪人の噂、蜷川氏の筋なき事をいひ立にして、岐阜秀信公につかへて、高知をくだし給はり、我世と心にまかすよし」と表現される。ここでも、「筋なき事」の直前の語を受けて、蜷川氏には家系の正統性が無いということ表現しつつ、「いひ立にして」という「筋なき事」の直後の表現と重ねて道理に合わないことを言い立てたという文脈に転換している。西鶴がしばしば用いる上の語を受けつつ、下の語を修飾しながら意味をずらしていく表現方法であり、「筋目をつくり髭の男」というタイトルに呼応する本話のキーセンテンスになっている

る。

このように西鶴が筋・筋目という語を二重の意味で使い分けていることを考えると、「松永霜台、和州信貴の城主なりしが筋目正しく諸浪人を召し抱へられしに、望む所の侍、先祖の感状、その身の武芸言ひ立て、この家をかせぎぬ」という部分は、あるいは、城主の意図としては、家柄や武芸の腕など、任用すべき正當な根拠によって仕官を望むものを入藩させていたという文意に取れるが、普通に読めば、松永霜台が浪人を召抱える際に、筋目の正しさや感状といった由緒の正しさを基準としていたという文脈になるだろう。少なくとも、作中の二人の浪人は筋目の正しさを根拠として仕官してきたわけであるし、「先祖の感状」を持参して任用されていた人が少なかつたはずである。いずれにしても「筋目正しく」「望む所の侍」が召抱えられていたわけで、道理にかなった存在証明をもつ侍が仕官できるという藩政の様子を伝えている。

ところが、二人の浪人が持参した二品のうちいずれも一方が贋物であったことから、どちらも筋目は正しくないということがわかったのに、藩主は、「当家を望む浪人、親類書に及ばず。その器量によつて」任用するのだと主張し、二人の仕官を許してしまふ。この間に二人の器量について城主が判断できる機会はなかつたはずで、また、本文中に、具体的に二人の器量が明らかにされてはいない。したがって、あたかも「当家を望む」という理由だけで採用されたかの印象を受ける。浪人たちの間に先祖が正しければ任用してもらえろという風評があったからこそ、二人は楠木正成の詠草と刀を持参したのである。とすると「筋目正しく諸浪人を召抱へられし」という日ごろの方針と矛盾する任用を行ったことになり、そこに以後の混乱の原因がある。

繰り返しになるが、どちらも一方は偽者で他方が本物とわかつたときに、家老は「双方共に落度なし」と二人に落度はないと言い、大殿は「当家を望む浪人、親類書に及ばず。その器量によつ

て、小知堪忍せば、兩人共に召し抱へよ」と判断する。刀剣や詠草といった「モノ」ではなく、それらを持ち込んだ松永家仕官への「思い」を受け入れ仕官させる城主の判断は、「両方共に取り次ぎせし人」の面目も保ち、二人をも満足させるものであるようにみえる。しかし、前述のとおりこの判断に矛盾があった。

続いて、「家老の何某」が、「大殿御憐愍にて兩人召し抱へられしが、かへつてその身のためならず。とかく二人義理を立て、相果つべき事追つ付けなり」と、殿の判断が二人にとってはよくないと指摘する。その上で、二人が贋の楠木正成の遺品を持参して仕官したということが噂にならないようにと、大横目の三人に釘をさす。しかし、彼らは「何とも合点参らず」、家老のことばの真意を理解できぬままであった。その結果、二人の浪人が仕官したいきさつが城内の噂となって広まってしまう。そして家老が危惧した通り、二人の浪人は、「武運の尽き」「是非もなき身代相済み、兩人共に一分立ち難し。これも先祖の縁ぞかし。又の世長く語るべし」と、刺し違えて自刃する。

このことは、城主の判断の誤りを鋭く察知した「家老の何某」の熟慮を示すものでもあり、確かに話の末尾には、「国王にありたきは良き家老ぞかし」と家老への賞賛の言葉がある。しかし、同時に、家老と横目たちとは意思疎通がはかられる関係になく、また、家老は二人の自刃を予想しながらそれを阻止できなかったという問題が露呈する。「運命に翻弄され、もはや笑うことしかできない彼ら」を「包み込み、窮地を救う」<sup>12</sup>はずの智恵が、中途半端だった。

二人の死後書置が披露される。

我々素より卑賤より出でて家業亦疎し。然れども先祖武威常ならず。故に筆・刀を媒にして過分の禄を蒙ると雖も、筆・刀亦分明ならず。ああ語る則ば、先祖の屍を汚す。言はざる則ば、士を賈るの罪遁がれ難し。將に死地に就いて、恥辱遠くるにのみ

漢語的美文調の格調高い書置きに「諸家中、この筆跡を感じ」、人々は二人の死を惜しむ。

当初二つの遺品のおかげで禄を賜うことができた二人それぞれが信じていたわけだが、その二つの遺品が二つずつあることがわかって、本物と贋物の区別がつかなくなってしまう、その事実を明らかにするならば先祖への不義となり、明らかにしないならば贋物を使って禄を得たことになり、世間に対しても自分に対しても一分が立たないという自己矛盾に陥ってしまう。

ここにあるのは、生か死かという選択ではなく、どちらを選択しても「死」しか残されていないという追い詰められた状況である。「卑賤より出でて家業亦疎し」という二人が「先祖武威常ならず」と信じて仕官したのに、その根拠である「筆・刀亦分明ならず」という事態に陥る。「亦」「亦」と繰り返される接続詞が、彼らの不運の累積を表現し、その結果「語る」ならば「先祖の屍を汚す」、「言はざる」ならば「士を売る」という行き詰った状況となり、「將に死地に就いて、恥辱遠くるにのみ」と追い詰められていく。

それぞれが持参した楠木の詠草と刀の一方が贋物とわかり、二人の武芸のほども明らかではないまま仕官した「筋目正しく」なかった二人にとって、この書置きが、唯一一家中に対して二人の「筋目」を示すものとなったわけである。死を覚悟した文章によって、「筆跡」や、そこに示された「武士の意気・道理」が「潔し」と評価されたということは、なんとも皮肉な結果である。死ぬことによってしか評価されなかったわけで、それも、誰かを守るため、あるいは、大義のための自己犠牲的な死ではなく、持参したものが贋物であったという恥故の死である。

たとえば『武家義理物語』巻一の五「死ば同じ波枕とや」では、同僚の息子が目の前で溺死したのを見た父が、息子にむかって「丹三郎義は、親より預り来り、爰にて最期を見捨、汝世に残しては丹後手前武士の一分立がたし。時刻うつさず因果よ」と言い、

入水させている。このような同僚への義理のためにわが子を犠牲にして「武士の一分」を守るといふ痛恨の態度と、ここでの浪人たちの死とは同質のものではない。この話に描かれている「武士の一分」は『武家義理物語』で取り上げられるものとは異質なものである。

そして事件の後日談が、どのようにして贋物の詠草と刀とが両者にわたったかを明かし、人々が楠木正成伝来ということに惑わされている実態を示す。

まず、二人の遺言状を見た家老は、自分の予見が的中したこと、どのように刀と詠草が彼らのもとにわたったかという自分の推論を述べる。

「兩人相果つべきと申せし所ここなり。まことに武士の意気・道理、潔し。察する所兩人共に楠が子孫にあるまじきと思へり。この道具両方に持ち伝へし子細は、今時世を渡る業として、たくみ恐ろしき商人、元来は正筆正銘なるを、一方へは正銘の太刀に筆の物を写し、これを代なし、又一方へは正筆に刀物を後ごしらへにして、売り渡したるには疑ひなし。かの者ども先祖に心憎き所あり

この発言の通り、噂を伝え聞いた地侍が「かの二色の道具私の親、修復のために奈良に遣はしけるに、その職人取り逃げ仕り、行き方の知れざる事を嘆きしに、今また御家中に回り合ひ候由、重代の道具なれば、御僉議の上下し給はば、有難く存じ奉る」と願ひ出る。家老の推測がここでも的中したわけで、「国主にありたきは良き家老ぞかし」と家老の言動への賛辞で話が締め括られる。

ところで、もともと楠木正成は素性の明らかではない悪党であるし、伝説上の英雄といった趣の人物であるから、正成の子孫を名乗ることにある種の胡散臭さが付きまとうことは否めない。「釣書」とともにそれがその家に伝わっているというのにもかえって怪しい。そして、その刀と詠草の利用価値を信じて盗んだ職人

は、二つの伝来物を余すところなく利用するために、それぞれに贋物を取り合わせて売り飛ばしたわけである。申し出た地侍の父親が盗まれたということは、刀と詠草のセットを買い求めた二組の人物とは、件の浪人の父かせいぜい遡っても祖父あたりだろう。そして、本物と信じていたとはいえず、父か祖父という自分に近い身内が買い求めた楠木正成の刀と詠草を利用して二人の浪人は仕官を願い出たことになる。極言すれば、地侍の父親も盗んだ職人も、職人に騙された浪人二人の身内も、そして、二人の浪人も、誰もが楠木正成の太刀と詠草に振り回されたともいえる。

先に述べたように、「筋目正しい」浪人を仕官させるという国主の方針が家中や近隣諸国に喧伝されていたからこそ、二人の浪人は楠木正成の遺物を利用しようとしたわけで、それを、国主自らが「親類書」ではなく「その器量によつて」仕官の可否を決定したことは、一見、刀と詠草といういかかわしいものに頼る人々の価値観を超えたものとなっているわけだが、実は自己矛盾を孕んでいた。国主が「筋目の正しさ」というのを家柄だけではなく、武芸や器量をも含んだ広い意味で考えていたとしても、「筋目」という語がもともと二重の意味を孕んでおり、さらにそのような国主の任官方針が噂となって国内や近隣諸国に広がっていたとするならば、受け取る側が、「筋目」＝家柄と理解し、家柄の正しさを主張できる文物に頼って仕官するという状態に陥っていたことが明らかである。また、二人の死を予見して、二人の死をとめようと「噂をたてるな」と指示した家老の発言は、他に理解されなかった。噂は「他言するな」と指示することによってかえって広まるというダイナミズムを持っているから、家老のことばによってかえって噂がより早くより広く家中に広がったことが予想される。「大役からその心得」といわれた大横目が「何とも合点参らず」という状態であることあり、後に家老の指示が無化されることが暗示されてもいる。

果たして、十日ほどでこの真相が二人の耳に入ってしまった、

広嶋進が指摘するように、「楠木正成・正季兄弟が刺し違えて死ぬこと（『太平記』巻十六）、及び正成の長男正行兄弟が同じく刺し違えて自害すること（同、巻二十六）を踏まえて」、二人は刺し違えて自刃する。さらに、広嶋進は、「楠木正成」というコードは、息子の名前の「マサツラ」という音と橘氏の紋が楠木正成の紋と同じ菊水紋であることから、前章の人相見「橘正連」にも看取することができ、「両章を『太平記』の關係において関連付けようとする作者の意図がうかがえる」とする。しかし、少なくとも、ここでは『太平記』の引用というよりも、楠木正成像の投影が見られるだけである。そういう意味では、本話においては、『太平記』に「政道批判、為政者批判が全編を貫くモチーフとして存在する」ことから「当世武士の政道批判や武士批判」があることを帰納することは難しいように思う。

いわば、本話の冒頭に示される「義を重んじて命を軽くする」態度が、二人の浪人においては、楠木正成の威光にすがろうとしたことに端を発しているという意味で、本来武士が儒教的道義的に優先させるはずの「義」とは、ずれたものになっているのである。『可笑記』は、新田義貞の舎弟脇谷義助の「かりそめにも、侍ハ、死をかるんじて、名をおもんずるをもつて義とせり」ということばを引用しつつ、それは「侍において、かんじ覚悟すべき事」と記述しており、そこには確かに侍のあるべき姿を問う意識が見られるが、ここでは、一見侍のあるべき姿勢と思われる「義を重んじて命を軽くする」態度がいささか眉唾的なものに思えるような話の内容となっている。

ところで、冒頭に引かれる「義を重んじて命を軽くするは義士の好める所なり」という表現は、由井長太郎「西鶴文芸詞章の出典集成」によると幸若舞『満仲』を出典とするという。

『満仲』の梗概は次の通りである。

多田満仲は、仏道に帰依し、末子美女御前を寺に入れるが、不本意な美女は悪行の限りを尽くす。美女を呼び寄せて法華

経を読ませた満仲は、一字も読めないのを見て激怒し、家来仲光に成敗を命ずるが、仲光は、我子幸寿丸を身代りにする。事情を知って自害しようとする美女を、仲光は幸寿丸の死を無にしないように諭して、ひそかに叡山に送る。源信の弟子となり研鑽を積んで円覚と名乗った美女は源信と多田を訪れる。北の方の目を祈祷で治した円覚は、かつての美女である」と名乗る。満仲夫妻は夢かと驚き、仲光の忠誠を謝して所領の半分を与え、寺を建立して幸寿丸の菩提を弔った。

ここには主君のために我が子の命を犠牲にするという究極の義と忠の姿が描かれている。そして、仲光が、我が子を満仲の身代りにしようと意を決する場面と、語りの最後のところに「義を重くし命を軽くし」という表現が見られる。それぞれの場面を見てみよう。

主君満仲に末子美女御前を成敗するように命じられた仲光は、美女御前を殺すことはできないと、わが子幸寿丸を呼び出す。幸寿丸を美女御前の身代わりしようと決意した仲光は、幸寿丸に向かって次のように事情を説明する。

汝を、只今呼び下す事、別の子細ならず。その故は、主君美女御前、満仲の御意に背かせ給ひ、某に討手を給はる所に、又、若君の頼みて逃げ入り給へば、何として情なく討ち奉らんと存ずる。それ、儀を重くして、命を軽くし、境に望て、屍を土中に捨つる事は、君臣の法。君は臣を使ふるに、恩をもつてし、臣君に仕へ奉るに、義を守つて身を惜しまざるは、忠臣の法なり。恩に属する臣下、遂に一度は、主君の御命に替るべきもの也。親に孝ある子は、身を捨て、菩提を弔ふと云事有。汝此間、寺にて学問のしるしに、定めて此旨をば能存知つらん。面目なき申事なれども、あはれ此若君の御命に替り申て賜べかしと思ひて、扱呼び下したるぞ

主君への忠義のためにわが身を捨てるのが臣下の道であるとするなら、わが子の命を主君のために犠牲にするという道は、それ

以上に厳しい。

さて、やがてその事実を知った美女御前が自刃しようとするのを光仲は押し止め、比叡山に送る。源信の弟子となり円覚となった美女御前は、母の眼病を治し、親子の対面を果たし、この経緯を知った満仲は、仲光に所領の半分を与え、幸寿丸の菩提を弔う寺を造営する。語りの最後に「将又、かやうに儀を重んじ、命を軽くし、名を後の世に残し置く、幸寿丸が心中、上古も今も末代も、これや例なかるらん」と義を重んじた先例のない自己犠牲であると人々が感じ入ったと記される。

このように、親として強烈な心の痛みを伴う光仲の態度や、その命に素直に従い心静かに父親に命を差し出す幸寿丸の有り様と、「一つの巻物両家<sup>⑧</sup>にあり」における自分を恥じて死ぬという態度とはまったく趣が異なるものだ。そして、冒頭文では「義を重んじて命を軽くするは義士の好める所なり」と書かれているのであり、本話にあるのは、「義を重んじて命を軽くする」ことを「好む」態度なのである。「好む」という語は「性分に合うものを選び取って味わう意<sup>⑨</sup>」であり、「選択する」という意味を内包する。つまり、ここでは『満仲』や『武家義理物語』に示されるような、義を重んじる態度そのものではなく、義を重んじることが選り取りとうとする武士の嗜好性に焦点を当てていることが理解できる。つまり、二人の浪人の身の処し方が「義を重んじて命を軽くする」かのように見え、また、人々もそうであるかのように思っている。人々が次々と連鎖反応を起こしながら実態のないものに翻弄されてしまう展開は、まさに義を好む人々の嗜好性に遠因があるということが冒頭の表現に立ち返って理解される。

### 三 西鶴と楠木正成

さて、本話で問題になっているのは楠木正成の遺物であるが、

ここで、西鶴作品が取り込んでいる楠木正成のイメージについて考えてみよう。

楠木正成が、歴史の舞台上に登場する期間は短く、史実として明確に確認できる事績はそれほど多くはない。『太平記』を端緒として、西鶴の時代には既に伝説化した英雄像が実像を越えて一人歩きしていたことは、西鶴がしばしば楠木正成やその兵学について俳諧や浮世草子作品で言及していることから明らかである。

『西鶴織留』は、井原西鶴が没した元禄六年（一六九三）の翌年三月にいち早く出版された遺稿集である。「世の人こゝろ」という副題簽を持ち、「世の人ごころ」ということばは西鶴作品を読み解く上での重要なキーワードとして知られている。その最終章巻六の四「千貫目の時心得た」は、分限者のあり方をさらりと語る短編であるが、冒頭部分は次のようなものである。

年々根づよき商人を、楠の木分限といへり。されば正成が一戦のさし物旗に、非理法権天、此五字を書きしるして、義を重く死をかるく、非は理をもつてうち、理は法をもつてうち、法は権をもつてうち、権はまた天運にまかせ、数度のたゝかひに理を得ざるといふ事なし。惣じて人間、其家にうまれて道にかしこき事、士農工商にかぎらず、腹の中よりそれにそなはりし家業を、おろかにせまじき事なり。然れども今の世の人心を見るに、親よりゆづりあたへし小米屋は、ほこり・確の音を嫌ひて紙見せに仕替、紙屋は又呉服屋を望み、次第に見付のよき事を好みて、元其家をうしなひける。諸商売は何によらず、其道を覚えて渡世しける商人のつねなり。されども古代に替り、銀が銀もうけする世と成て、利発才覚ものよりは、常体の者の質を持たる人の、利徳を得る時代にぞ成ける。

ここで、興味深いのは、「楠の木分限」の縁から、楠木正成を、さらには、彼の軍旗に書かれていたと伝承される「非理法権天」という五文字を援用し、それを武家ではなく商人に当てはめて論

じている点である。

そもそも「非理法権天」が楠木正成の軍旗に書かれていたという記述が『太平記』にないことは夙に知られている。<sup>18)</sup>「元和偃武以後、徳川氏の大名取潰によって生じた多数の浪人が、武経七書を巧みに換骨奪胎して作り上げた軍学を、大楠公に付会したもの」とされる楠木流軍学において、楠木正成と諸葛孔明とをオーバーラップさせて作った造語ともいわれている。<sup>20)</sup>逆に、「非理法権天」という通念がそれだけ広く人口に膾炙していたことになる。

「非理法権天」の用例については、早くは、『曾我物語』巻三「臣下しやうしが事」に「理をやぶる法はあれども、法をやぶる理はなし」とある。また、『撰陽群談』巻十一（元禄十一〜十四）の「東成郡森社」の項には、「後醍醐天皇宸翰の旗 其文云、天下有貴物 人之心也 理非法権天、云云 是則楠正成旗也と、当社神宝にあり。元禄年間、神宝開帳在テ諸人拜之」とある。

その他、瀧川政次郎が掲出している道理や理非に関する法諺には次のようなものが在る。<sup>21)</sup>これらの中には現在も使われ、われわれになじみのあるものも多い。

道理に向う刃なし

道理道を行く

道理百篇、義理一篇

理に勝つて非に落ちる

理の高じたるは非の一倍

非が理になる

無理が通れば、道理が引つ込む

非理の前には道理なし

無理は三度

理を破る法はあれども、法を破る理はなし

理を以て公事するな、非ならば公事せよ

ところで、『可笑記』巻三の五には、「理もこうずれば、非の一倍と、げらうの申ごとく、いかに、我道理なれども、あまりに、

いひとつのるまじき事に、めたもの道理めき云つりの候へハ、脇から、つらをにくがる物也、さるほとに、さのミ大事にもならぬ事にハ、大かたに、道理を云たるがよし、是を、真実の道理と云」とあるから、過剰な理は非ともなり、理と非とが逆転しうる相対的なものであることは、『可笑記』でも認識していた。

また、これも諸氏によってしばしば引用されるところであるが、『尤之双紙』下の二十七には「押さるゝ物のしなじな」として次のような章段がある。

一、非はもとより理におさる。理は法度におさるゝ。法度も時の権におさる。権は天道におさるゝ。むかし熊野のおく、十津川の里に狩人あり。有時狩に出けるに、不思議の事ありて、くちなわの、雉をとりて服しけり。又其くちなわをしゝの来りて服す。狩人これを見て、弓と矢をつがひ、放たんとしけるが、「待てしはし。此しゝを殺さん事はいとやすし。われを又いかなる物か、かく殺さん」と思案して、我が屋に帰らんとす。其山のふもとにて、「よき分別哉てうへくにおさるゝ物を」と大木の上より言ひけり。「もししゝを殺さば、汝を又蹴殺さん」と天狗言へると也。それより此狩人獵をやめて、修行者となりぬ。十津川のおく旃陀羅法師是也。惟喬の御位は、惟仁におさる。六宮の顔色は、楊貴妃におさる。祇王は仏におさる。女の腹は男におさる。せんべいは竹の筒におさる。うどんは麵棒におさる。続飯は篋におさる。腫物は酸ぐすりにおさる。外様者は出頭人におさる。一切の芸能は上手におさる。貴賤群集の見物は人におさる。千石万石積む船も櫓におさるゝ。

『尤之双紙』では、楠木正成の旗印に掲げられた武士の理念について、武家である作者自身が最終的には茶化している。また、瀧川政次郎が挙げている様々な諺とあわせて考えるならば、「理」が正義や道義として通用しにくく、危ういものになっている社会的政治的状况に対する世間の共通認識があることが理解できる。

つまり、非理法権天とは、一つ概念がつきつきと上位のあるいは別の概念によって覆されていき、最終的には「天運」次第という相対的循環的パラダイムを意味しているともいえる。

西鶴はこのような相対的循環的パラダイムを商売にあてはめて、次々と創意工夫をめぐらしていく商人たちを活写している。

『西鶴織留』巻六の四「千貫目の時心得た」では、一見随筆風にいるいろいろな商売のケースを羅列しているだけのように見えるが、武家における「非理法権天」を商売のあり方に当てはめ、資本金あつての商売や、知恵才覚での商売や、居所が室町通ゆえに世渡りが自然と身につく場合や、よき手代による商売や、すぐれた主人のもとでの商売などさまざまな商売の事例を積み掛けるように列挙する。そのことによって、どの商売も上手くいく場合とそうでない場合とがあるということを暗示する。最後は、商売を一切やめて、親の遺産を「十貫目より上の家質」をとるといふ担保の確かな金貸しだけをやつて親の代以上の蓄財に成功した例を示し、話を閉じる。千貫目の財産になるまで「商売おもふまゝに道を付」た父親が、どのような方法によって成功したかは書かれていない。おそらく「おもふまゝに道」を歩んだその父親の独創的なスタイルによってか、あるいはここにいたるまでに述べられたような、資本・店の立地・手代のすべてに恵まれた上で成功したのだろう。大成功を収めた父親が、息子に商売を一切止めよと遺言している点が重要である。商売人に商売をするなという逆説的な発想による大成功とは、アイロニカルでもあり、非常にユニークな結末でもある。

また、同書巻二の三「今が世の楠の木分限」においても、商売と楠木正成の軍法を結びつけた記述がある。財産が一万貫となつた資産家が、それを機に二人の手代に二百貫ずつ与え、両替屋として独立させたところ、一方は、十年で五百貫の身代となつたが、もう一方の手代は、主人にもらつた二百貫の資金をまったく増やすことができなかった。そのことに對し、手代仲間が、同じだけ

金をもらったのに大きな違いだ、と批判するのを聞いた二人の主人が、元手を増やせないでいる手代のことを、「たとへば大勢の敵を、小勢にてふせぐに勝理を得る事はなし。つるにはおひたをさるべき事なれど、楠にもおとるまじき商ひの軍法者なればこそ、いまだ本銀にて城郭を堅めけるは、よき大将ならずや」と評価する。すると、手代たちが、それを聞いて「寔に一生に一万貫目の身代となられける、天晴よき大将。智有、仁有、勇有」と武人になぞらえて主人を賞賛する。

話の冒頭は、「吉田の兼好がひがし隣に、同じ北面の侍ひ、榎木原信道といへる人、屋形ならべて住ける。いかに禁裏の役人なればとて、五十余歳になるまで錢に文字ある裏表をも見しらず」と、一見、唐突に、吉田兼好と、その隣に住む金銭について知識が皆無の北面の武士について記述する。隠遁者兼好周辺の浮世離れた空気を表現しつつ、贅沢な武具を作って生活に困窮していた弁慶と、質素ゆえに暮らし向きが楽だった伊勢三郎義盛が引かれ、金銭感覚の相対性が指摘される。それは兼好が『徒然草』で示している相対的な価値観を連想させるものにほかならず、同じ二百貫の価値が人によってまったく異なるものとなるという以下の本話の展開を暗示する話の枕である。

ここでも巻六の四「千貫目の時心得た」と同じように主人と手代の関係が取り上げられる。巻六の四においては、良い手代と悪い手代、良い主と悪い主によって商売はときに成功し、ときに失敗すると書かれていた。本話においても、同じ二百貫を同じ主人に仕える同じ立場の手代が元手としてもらいうけて、片方は、順風満帆な商売の中でそれを五百貫に増やし、他方は、不運続きの艱難辛苦に耐えて二百貫の元手を一文も減らすことなく商売を続けたという結果を見るならば、どちらが楠木分限か自ずと明らかだという話である。つまり、財産の額ではなく、不運に屈することなく、地中に深く密に根を張り巡らして枝葉を大きく茂らせ倒れることなく立ち続けるその有様を楠木分限と西鶴は表現してい

る。また、西鶴は、楠木分限という語を、『日本永代蔵』でもしばしば用いている。

巻二の四「天狗は家な風車」では、『鯨網』を考案して巨利を得た漁師源内の暮らしぶりについて、「昔日は、浜びさしの住るせしが、檜木造りの長屋、式百余人の獵師をかゝへ、舟ばかりも八十艘、何事しても頭に乘て、金銀うめきて、遣へど跡はへらず、根へ入りての内証吉、是を、『楠木分限』といへり」と記述する。

実はここまでは話の前半で、源内の本当の福徳がもたらされるのは後半部分である。

西宮恵比寿への信心篤い源内が、例年早朝参詣しているのにその年たまたま寝過ごして夕方の参拝となったことをなじられないのを無理に頼み込んで神楽を奉納して帰宅する。その夜夢枕に恵比寿神が立ち、漁師の誰かに知恵を授けようと思っているのに、みんなせわしなく自分の望みだけを言って帰ってしまうから、遅く参詣してくれたお前に知恵を授けよう、と言って、生簀の鯛の鮮度を保って輸送するための鍼をうつつボを教えてくれた。源内はその通りにして生きたまま鯛を輸送してさらに利益を得た。

つまり、源内が楠木分限たる所以は、骨から鯨油をとる方法を考案したり、鯨網を工夫したりという知恵を使った地道な努力による分限者となっても、それに安住することなく、少々の不都合に臆することなく自分がやるべきことを地道に行うことによって、神社への参拝が遅れるという不如意までも幸運に転化していく、まさに天運を見方につけた生き方にあるといえる。

また、巻四の三「仕合の種を蒔錢」では、芝居小屋の傍に銭店を出して、芝居の札を買う小錢を扱い、天秤で小錢を量るときに、五厘か一分ごまかして、やがて巨万の富を得た分銅屋の伝兵衛の商売について、「少しの事ながら、つもれば大分の利を取、次第

に両替屋となりて、是楠分限、根のゆるぐ事なし」と述べる。それに対して、隣家にすむ見世物小屋を商売にしている男が、はじめは鳥に「閻魔鳥」と名付けるなど見せかけの商売で利益を得ていたが、溜まった財産を有効に運用せず、黄色い猿や手足のある鯛などを採りに奥山や深海を尋ねるようになって財産を水泡に帰してしまったことを記述し、手堅い楠木分限者の伝兵衛と対比する。

『西鶴織留』巻六の四の場合は、何も商売をするなど父に言われてそのとおりにした息子の成功譚だったが、『日本永代蔵』における楠木分限の二人は、同じことを変わず行いつづけることによって、楠木が地中深くに根を下ろすように、堅固に財を維持する。巻六の四の源内は、例年行っている決めごとを、条件が悪くてもくじけることなく例年通り行うことによって福徳の神を味方につけている。『西鶴織留』巻二の三では、何があっても二百貫を守り通したところが楠木正成の兵法さながらの商売上手だと書かれる。

西鶴作品には、さまざまなかたちで、多少の風雪ごときには揺らぐことなくしっかりと大地に根を張り枝葉を大きく茂らせた衰えることのない大樹の安定感を持つ分限者として楠木分限が描かれていることがわかる。

ところで、西鶴の俳諧には、『太平記』巻七等で知られる楠木正成が千早城に水を貯めるために取りつけた「五所ノ秘水」を溜めるための水舟を詠んだものが見られる。

○分別袋家中一番

楠が大事小事をひらいこめ

みなと川ゆく其舟をまて

○因果経万事はみなく夢ぞかし

枕わらして楠が胸

二年懸工みて舟を作られたり

○河内一國なびく草むら

〔俳諧大句数〕第七

〔西鶴大矢数〕第二

楠がおぞみ事共工みては

二重底なる舟の行末

〔西鶴大矢数〕第二十二

○杉本左兵衛それさへあるに時鳥

楽竹

楠が知恵はや更衣

西鶴

二重底長持の風薫りきて

西同

〔西鶴大矢数〕第四十六

『和漢三才図会』によると楠は「其ノ木堅実ニシテ水ニ耐フ。以テ舶ニ造ル」とあり、実際に船の材料として楠が用いられていた。そのことと、窮地を生き抜くための楠木正成の兵法の知恵と、そして、楠の根を張りめぐらし枝を広く伸ばす生命力とが重ねあわされた付け筋といえよう。

そして、このような楠木正成のたくましいイメージを西鶴は武家の話ではなく、商売に関する話のなかで盛んに用いている。つまり、西鶴は、戦乱の世をたくましく生きて死んだ楠木正成のイメージやゲリラ戦ともいわれる闇雲なその戦法からくる楠木兵法のイメージを用いて、金に翻弄されることなく蓄財のためにたくましく生きる商人像を描こうとしている。

四 おわりに

そういつた伝説の楠木正成像を援用して表現される町人たちの逞しい姿と比べると、本話における楠木正成伝来の品物にすがって生きる道のみつけようとして逆にそのことで死に追いやられた二人の浪人のあり方は、不運に争えない脆弱なものだった。筋目の正しさが証明されれば仕官が適うという噂によって贖物の品物にすがった挙句、二人が贖物によって仕官したという噂を耳にし、恥を雪ぐために死なざるを得ない浪人たち。彼らの頭上には、「希望と絶望の子」である噂の女神ファーマが「勝利と敗北、死あるいは救いに関わるところに出現して、まさにその幾重にもなるアンビヴァレンツ」<sup>26</sup>を意のままにしながら飛び交っていたのか

もしれない。

本話にあるのは『太平記』的な後醍醐天皇のために命を賭して闇雲に戦った英雄としての楠木正成のイメージとも別のものである。行間から立ち現われてくるのは、楠木正成の刀と詠草という根柢のないものを判断基準として次々と人々の判断が裏目に出てしまいう危うさとそのような危うさの上に生きている武士の姿である。それが、「国を治めて風枝に音なき」城下のこととして描かれる。「国主にありたきは良き家老ぞかし」という賞賛の結語は、その良き家老が実際は殿の判断の間違いを指摘し、かつ二人の浪人の無駄死を防げなかった、という藩政の綻びを逆照射する。城主松永久秀が織田信長との紆余曲折を経て信長に反抗して名物平蜘蛛茶釜とともに爆死したという史実に思いを馳せるならば、国主の英断や家老の卓見として記述されるできごと一つ一つが陰翳を帯びたものに見える。ひとつの判断が次の判断によって次々と覆され、何かが批判され何かが賞賛されるという一元的な価値観が無化していく世界にあっては、是非を判断すること自体無意味に思えてくる。巧みに綾なす表現機構は、一概に善し悪しを断じえない、ただそのように生きざるを得なかった武士の姿を描出した一章としての本話のありようを示している。それは『可笑記』の批評性とはまた一線を画す沈黙の笑いを描いた「新たに笑はるる合点」といえるのではないか。

〈注〉

\* 『新可笑記』本文の引用は、すべて新編日本古典文学全集69『井原西鶴集④』（二〇〇〇・八、小学館）所収の本文に拠る。その他の西鶴浮世草子の引用は、すべて麻生磯次・富士昭雄訳注決定版西鶴全集（明治書院）所収の本文に拠る。

(1) 『新可笑記』卷一の「理非の命勝負」論（『長野県短期大学紀要』第63号、二〇〇八・一二）参照。

(2) 『新可笑記』の版下（『西鶴考』一九八九・三、八木書店）参照。

(3) 『新可笑記』の構造をめぐる（森山重雄編『日本文学 始源から現代へ』（一九七八・九、笠間書院）参照。

(4) 新編日本古典文学全集69『井原西鶴集④』（二〇〇〇・八、小学館）所収の『新可笑記』全訳注頭注参照。

(5) 『新可笑記』巻頭章の趣向と主題（『安田女子大学大学院文学研究科紀要』第2集日本語日本文学専攻第2号、一九九七・三）

(6) 『新可笑記』試論——一の二、一の三、一の五——（『西鶴試論』一九九一・五、和泉書院）参照。

(7) 前掲注（一）に同じ。

(8) 『新可笑記』作品構成補遺考（『安田女子大学紀要』第28号、二〇〇〇・一）参照。

(9) 前掲注（4）に同じ。

(10) 『日本国語大辞典』第二版（小学館）参照。

(11) 同右。

(12) 「二つの笑い——『新可笑記』と寓言——」（『国語と国文学』第85巻第6号、二〇〇八・六）参照。

(13) 『新可笑記』の「道理」と政道批判——『可笑記』『太平記』との関わり（『江戸文学』第23号、二〇〇一・六、ペリかん社）参照。

(14) (15) 同右。

(16) 『可笑記』本文の引用は、朝倉治彦・深沢秋男編『仮名草子集成』第十四巻（一九九三・一一、東京道出版）所収の本文に拠る。以下、同じ。

(17) 新日本古典文学大系59 麻原美子・北原保雄校注『舞の本』（一九九四・七、岩波書店）に拠る。『満仲』の本文の引用も同書所収の本文に拠る。

(18) 大野晋他編『岩波古語辞典』（一九七四・一二、岩波書店）参照。

(19) 瀧川政次郎『非理法権天』（青蛙書房、一九六四・五）、前掲注（13）等で明らかにされている。

(20) 瀧川政次郎『非理法権天』（青蛙書房、一九六四・五）参照。

(21) 『曾我物語』本文の引用は、日本古典文学大系88 市古貞次・大島建彦校注『曾我物語』（一九六六・一、岩波書店）所収の本文に拠る。

(22) 『撰陽群談』本文の引用は、『大日本地誌大系』第25巻（一九三〇・二、雄山閣）に拠る。

(23) 前掲注（20）に同じ。

(24) 『尤之双紙』本文の引用は、新日本古典文学大系74 渡辺守邦・渡辺憲司校注『仮名草子集』（一九九一・二、岩波書店）に拠る。

(25) 『和漢三才図会』本文の引用は、谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第二十八巻（一九八〇・四、三一書房）に拠る。

(26) ハンスリョアヒム・ノイバウアー『噂の研究』（二〇〇〇・一、青土社）参照。